

おきなわ SDGs パートナーロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規定は、おきなわ SDGs パートナー登録制度実施要綱第 8 条により沖縄県（以下、「県」という。）が定める、おきなわ SDGs パートナーロゴマーク（以下、「パートナーロゴマーク」という。）の使用および管理に関し、必要な事項を定めるものである。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 パートナーロゴマークの著作権等の一切の権利は、県に帰属する。

(使用の範囲)

第3条 パートナーロゴマークを使用できるのは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 「おきなわ SDGs パートナー」として登録している企業・団体等
- (2) その他、県がパートナーロゴマークの使用を認めた者

(使用条件)

第4条 前条に定めるものは、次の各号に掲げる内容に該当する場合を除き、SDGs の普及・啓発のため、パートナーロゴマークを使用することができる。この場合において、県への使用申請は要しない。

- (1) デザインの一部使用や縦横比率の変更等、デザインを加工して使用すること。
- (2) 法令や公序良俗に反するものに使用すること。
- (3) 営利目的に使用すること。
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用すること。
- (5) 県のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。

(使用料)

第5条 パートナーロゴマークの使用料は無料とする。

(遵守事項)

第6条 パートナーロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第 4 条に定める使用条件に従うこと。
- (2) 使用に関する権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) ロゴマークについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録および知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしないこと。

(使用者の責任)

第7条 使用者がパートナーロゴマークの使用により県に損害を与えた場合、県はその賠償を請求することができる。

2 パートナーロゴマークの使用に起因する事故、苦情または第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに県に報告するとともに、自己の責任において対応するものとし、県は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(使用の禁止)

第8条 使用者が第4条に定める使用条件に反する使用を行った場合その他パートナーロゴマークを使用することが適当でないと県が認めた場合、県は当該使用者に対してパートナーロゴマークの使用を禁止することができる。

(その他)

第9条 この使用規程は、県が必要と認める場合、予告なく変更できるものとし、使用規程が変更された場合、使用者は変更後の使用規程に従わなければならない。

附則

この規定は、令和4年9月27日から施行する。